

介護ネットみやぎ速報

(第19号 2010. 11. 17)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ

責任者 人間田 範子



022-276-5202

022-276-5205

「介護サービス情報の公表制度」見直しに関する意見と介護保険制度改定に関する提言を、社会保障審議会介護保険部会長と部会委員に提出しました！

11月16日(火)宮城県の「介護サービス情報の公表」を進めている、宮城県指定情報公表センターと宮城県指定調査機関4機関は、平成24年度に行なわれる介護保険制度の改定の検討の内、「介護サービス情報の公表」に関する対応変更が検討されていることを受け、別紙の5法人連名で緊急の意見書を、社会保障審議会介護保険部会部会長と部会委員に提出しました。

なお、引き続き、細川律夫厚生労働大臣及び宮城県選出の衆参両議院議員全員にも意見書の提出などの取組みを進める予定です。

意見書は次ページ以降に添付しておりますのでご覧下さい。

NPO 介護ネットみやぎ事務局寺岡

☎022-276-5202 Fax022-276-5205

Email sn.mkaigonet4@todock.jp

2010年11月18日

社会保障審議会介護保険部会
部会長 山崎 泰彦 様

【宮城県指定情報公表センター】

(NPO) 宮城福祉オンブズネット「エール」

理事長 大橋 洋介

【宮城県指定調査機関】

(NPO) 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会

代表理事 大川 昭雄

(NPO) 介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

理事長 樋口 晟子

(NPO) みやぎ宅老連絡会

代表 伊藤壽美子

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

会長 三浦 俊一

『介護サービス情報の公表制度』の

平成23年度における対応への意見と平成24年度介護保険制度見直しへの提言

1. 宮城県における『介護サービス情報の公表制度』実施と取組みについて

宮城県は、公表センター・調査機関に非営利団体を指定しました。

宮城県指定情報公表センター・宮城県指定調査機関は、宮城県が制度に関するQ&Aのなかで示している『介護サービス情報の公表』制度のねらいを達成するために、調査員は中立・公正であるように、また情報の根拠となる事実を客観的に確認する重要な役割を果たすために日々努力して参りました。

『介護サービス情報の公表制度』のねらい

- 利用者は、事業所選択のための情報が入手でき、また、事業者にとっても、自らが提供するサービス内容や運営上の情報を公表することで利用者の選択を促すことになり、利用者及び事業者双方にメリットがある仕組みです。
- こうした利用者の選択を適切に機能させることで、介護サービス事業者のサービス改善の取組が促進され、介護サービス全体の質の向上が期待されます。

私たちは、情報の公表の調査の平準化を図るために月1回宮城県、公表センター、調査機関による打ち合わせ会を開催し、調査員の資質向上のための調査員研修を実施してきました。県内の情報の公表対

象の全ての事業所は、調査手数料・公表手数料を納め、それぞれの連携により、制度のねらいに沿った『介護サービス情報の公表』を目指しております。

私たちは、このようにして行なわれている情報の公表が有効に活用されるには何が必要なのかを明らかにするため、『2008年度介護サービス情報の公表事業所アンケート』を実施しました。アンケートの回答率は72.1%と大変高いものになりました。

「記録を残すようになった」669事業所(51.8%)、「研修に参加するようになった」299事業所(23.1%)、「業務内容の見直し・意識の向上に役に立った」79事業所(6.1%)との回答により、「情報の公表」制度が介護サービス事業者のサービス改善の取組の促進、介護サービス全体の質の向上に役立っていることが伺われました。

しかし、インターネットに公表された情報を見て、利用者・ご家族・介護支援専門員等からの問い合わせ等は「全くない」1,070事業所(82.8%)で、利用者の選択を促す事には繋がっていませんでした。

アンケートには、情報の公表制度を一般の方々に活用していただく方法について、多くの意見提案が寄せられました。「その他、ご意見・ご要望」にも、「情報の提供方法の活用方法の改善を求める。」「ホームページの改善を求める。」など、利用者の事業所選択のための情報となることに期待が寄せられました。この結果については、宮城県に報告し、ホームページを活用して開示しました。

2009年度のアンケート結果も同様な傾向です。

2. 『平成23年度における対応（案）』説明等取り扱いの問題点

厚生労働省老健局振興課は平成22年10月4日『平成22年度全国「介護サービス情報の公表」制度担当者会議』を開催し、介護サービス情報の公表制度の運用について以下のような『平成23年度における対応（案）』を示しました。

●平成24年度新制度施行に向けた準備

○情報公表サーバーを国に一元化する作業を行なう。

* 公表事務に係る運営の効率化及び経費削減の観点から、各都道府県に設置している公表システムサーバーを国において一元化するシステムの開発を行なう。

●新制度への移行のための経過的運用

○既存事業者については、平成23年度の報告及び調査は行なわないものとする。

○既存事業者の平成22年度調査分の事業者情報については、国が設置する暫定的なシステムサーバーを活用して公表を継続する。

○平成23年度に新規に開設するサービス提供事業者については、都道府県のホームページ等と連携して公表（基本情報のみ）する。

* 新規サービス提供事業者については、基本情報のみであり、調査情報は対象外（省令140条の45）

宮城県は10月7日、宮城県指定情報公表センター・宮城県指定調査機関にこれらの国の対応について説明しました。『社会保障審議会介護保険部会』の議論に注視していた、わたくしたちにとって青天の霹靂ともいえる説明でした。このような乱暴な対応は大変問題であり、私たちは納得できません。そこ

で、宮城県指定情報公表センター・宮城県指定調査機関は連名で意見を述べるとともに、制度見直しへの提言を行うこととしました。

3. 平成23年度における対応への意見と平成24年度介護保険制度見直しへの提言

(1) 『介護サービス情報の公表制度』の『平成23年度における対応』への意見

平成23年度は現状のまま『情報の公表制度』を継続すること。

理由

全国、47指定情報公表センター、264指定調査機関、8,243人の調査員からの意見聴取および調査中止の具体的なすすめかたの説明も無いまま、数ヶ月後に「報告及び調査は行なわないものとする。」ことを決定するというはあまりに乱暴すぎます。全都道府県が統一してこのことを進めるかどうか疑問です。

現在、『社会保障審議会介護保険部会』において、『介護サービス情報の公表制度』について議論されています。平成24年度介護保険制度見直しの方向が定まっていないうち、かたや厚生労働省老健局振興課が『平成24年度新制度（手数料廃止による運営）への移行のための経過措置』として『平成23年度における対応（案）』を全県の担当者に示し、これらの業務を進めるように求めることは、『社会保障審議会介護保険部会』の審議にたいする冒涇と言わざるを得ません。

また、介護保険法第百十五条の三十五 2および3を改正しないうちに、このような経過措置が行なえらば、国会での法律改正という制度自体も意味がなくなります。

(2) 『介護サービス情報の公表制度』平成24年度介護保険制度見直しへの提言

- ①『介護サービス情報の公表制度』は「利用者のサービス選択の支援をすること」を目的として創設されました。現在、各都道府県に設置している公表システムの改良をめざしてモデル事業が行なわれています。これを有効に活用し、今までの様々な意見を反映させ、より見易いホームページにすること。国が新たに一元化するためのシステムを開発するとしていますが、これはWAMネットの役割となんら変わりありません。
- ②「介護サービス事業者のサービス改善の取組が促進され、介護サービス全体の質の向上を図ること」の動機付けとして重要な役割を果たしています（『2008年度介護サービス情報の公表事業所アンケート』でも明らか）。すべての介護サービスの現場に第三者が定期的に入り、訪問調査をする枠組みを継続すること。
- ③介護事業所が一番求めているのは、『介護サービス情報の公表制度』が活用されることです。このために、公表制度の普及啓発をより一層図り、公表情報が利用者、事業者が様々な場面で活用できるよう促進すること。